

鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用  
等の公営に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「57,800円」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「15,000円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,210円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「11,200円」を「12,500円」に改める。

第6条中「57,800円」を「64,500円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「367円12銭」を「541円31銭」に、「272,435円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。